

## 国葬に関する質問書に対する回答

故安倍晋三国葬儀事務局

令和4年9月14日

国葬に関する質問書（令和4年9月13日立憲民主党）について、以下のとおり回答いたします。

### 1. 国の儀式としたことの是非

（なぜ国葬儀なのか）

○ 安倍元総理については、

- ・ 憲政史上最長の8年8か月にわたり内閣総理大臣の重責を担われたこと、
- ・ 日本経済の再生等の大きな実績を様々な分野で残されたこと、
- ・ 国内・海外からの幅広い弔意が寄せられていること、
- ・ 選挙運動中の非業の死であったこと

などの状況を踏まえ、我が国としても、故人に対する敬意と弔意をあらわす儀式を催し、これを国の公式行事として開催し、その場に海外からの参列者の出席を得る形で葬儀を執り行うことが適切であると判断し、安倍元総理の国葬儀を閣議決定したものです。

○ 特に、各国要人から寄せられている追悼メッセージの多くは、日本国民全体に対する哀悼の意を表する趣旨であることから、内閣と自民党の合同葬という形ではなく、葬儀を国の儀式として実施することで、日本国として、海外からの数多くの敬意や弔意に礼節をもって応える必要があります。

○ なお、今回の国葬儀について、国民一人ひとりに対して、政治的評価を求めるものではありません。

(法的根拠)

○ 安倍元総理の国葬儀については、内閣府設置法及び閣議決定を根拠として執り行うこととしています。国の儀式を行うことは、立法権にも司法権にも属さず、行政権の範囲に含まれていると考えられ、このことは、内閣府設置法第4条第3項で明らかになっています。

○ また、国の儀式である国葬儀を実施することは、行政上の事実行為であり、国民の権利を制限したり、義務を課したりするものではないことから、内閣府設置法とは別途の根拠法は必ずしも必要ではないものと考えています。

- 内閣総理大臣経験者の葬儀の在り方については、これまでも、その時々の内閣において、様々な事情を総合的に勘案し、その都度ふさわしい形を判断してきたところです。今回も、先に述べた理由等を踏まえ、安倍元総理の国葬儀を執り行うことが適切であると判断したものです。

(手続きの不十分さ)

- 国葬儀の開催については、様々な御批判とともに、説明が不十分であるという御意見を頂いているところ、こうした考え方について、国民の皆様への御理解をいただくよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

## 2. 費用について

- 閣議決定により使用を決定した2.49億円については、会場費や設営費など、国葬儀そのものの実施に必要な経費です。こうした経費は、当初予算に計上していないため、従来と同様、予備費の使用で対応することとしたところです。

○ また、国葬儀に併せて必要になる警備費や接遇費等その他の経費については、過去の内閣・自民党合同葬等においても、既定予算で対応してきたところ、今回も同様に、既に成立している今年度予算の中で、既定予算として対応することとしています。これまで、国が関与した葬儀に関して、既定経費で支出する警備・接遇に要する経費を切り出してお示ししたことはありませんが、丁寧な説明を尽くすという観点に加え、これまでの各国からの連絡状況を踏まえ、一定の仮定を置いた上で行った試算として、警備費として約8億円、接遇費として約6億円を要する見込みであることを明らかにしました。

○ 現時点で見込まれる経費は、これらの経費以外にはないと考えています。

○ 今回の国葬儀に要した経費については、事後できる限り速やかに精査し、お示ししたいと考えています。

### 3. 旧統一教会との関係について

○ 自民党の調査にかかわることについて、政府の立場からお答えすることは差し控えたいと思います。

○ なお、閣僚等については、「旧統一教会との関係については、総理から、各閣僚等に対し、それぞれ点検し、厳正に見直すことを指示しているところであり、その結果については、それぞれの政治家としての責任において、適切に説明すべきものと考えている」旨、官房長官からも述べているところと承知しています。

以上、回答いたします。